

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第278号	
事故等種類	定置網損傷	
発生日時	平成21年11月15日 18時05分ごろ	
発生場所	千葉県鴨川灯台から真方位091° 1.6海里付近 (概位 北緯35°05.1′ 東経140°08.2′)	
事故等調査の経過	平成21年11月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 貨物船 第十一進宝丸、199トン 船舶番号、船舶所有者等 132344、不動海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 船底中央部及びビルジキールに擦過傷 定置網 定置網固定用根綱5本切断	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、水路状況の十分な情報がないまま、千葉県鴨川漁港に荒天避難しようとして極微速力で西進していた。A船は、船首配置の乗組員が定置網の手網用の発泡スチロール製浮きの存在に気づき、船長に合図をしたが間に合わず、平成21年11月15日18時05分ごろ、鴨川漁港東方沖の定置網第12号（以下「定置網第12号」という。）の浮き綱の根綱を切断した。 船長は、直ちにエンジンを停止したが、風浪により南方に流され、定置網第12号の浮き綱に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約15～18m/s 海象：波高 約2.5～3m 日没時刻：16時31分	
その他の事項	定置網第12号の設置区画には、定置網を囲むように、水面上高さ約2.5mの白色点滅標識灯1個及び黄色点滅標識灯2個並びに水面上高さ約5mの黄色点滅標識灯4個が設置されており、いずれも点灯していた。 定置網第12号は、標識灯の乾電池は定期的に交換されていた。 船長は、海上保安庁から鴨川漁港付近の水路情報を得ようとしたが、電話先を間違え、また、インターネットから情報が得られなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、鴨川漁港へ向け西進中、船長が、適切な見張りを行っていなかったことから、定置網第12号の存在に気付かなかったものと考えられる。 船長は、定置網第12号の浮き綱に乗り揚げ後、周囲に点滅標識灯があることに気付いた可能性があ

	ると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が鴨川漁港へ向け西進中、船長が、適切な見張りを行わなかったため、定置網第12号の存在に気付かず、定置網第12号設置区画に進入したことにより発生したものと考えられる。